

産業財産に関する  
行政上の罰則措置政令 106 号

2006 年 10 月 21 日施行  
(2006 年 9 月 22 日国会採択)

産業財産に関する  
行政上の罰則措置政令

---

政府は、

2001 年 12 月 25 日付政府組織法に基づき、  
2005 年 11 月 29 日付知的財産法に基づき、  
2002 年 7 月 2 日付行政上の罰則措置法令に基づき、  
科学技術省大臣の提案を考慮し、

下記の通り制定する

第 1 章

総則

第 1 条 適用範囲及び適用対象

1. 本政令は、産業財産に関する行政上の違反行為、罰則の形態、程度、権限、罰則手続及び回復措置を規定する。
2. 本政令に規定する産業財産に関する行政上の違反行為は、下記のものを含む。
  - a) 産業財産の国家管理に関する法律の規定の違反行為。
  - b) 知的財産法の第 211 条の第 1 項に規定する産業財産権の侵害行為。これには、次のものが含まれる：消費者又は社会に損害を及ぼす産業財産権侵害行為を行う。産業財産権者が侵害行為の終結を要請する通知を文書で行ったにもかかわらず、産業財産権侵害行為を終結しない。知的財産法の第 213 条に規定する産業財産模倣品を生産、輸入、運送、もしくは取引し、又はそれらの行為を他人に委託する。保護商標又は地理的表示と同一、又は誤認するほど類似する商標又は地理的表示を有する商品を生産、輸入、運送、もしくは取引し、又はそれらの行為を他人に委託する。
3. ベトナム社会主義共和国の領域内で、本政令の第 2 章に規定する違反行為を行う国内外の個人又は組織は、本政令の行政上の罰則措置を受ける。ベトナムが加盟国である国際条約に別途の規定がある場合は、その国際条約の規定を適用する。

第 2 条 罰則の原則

1. 個人又は組織は、本政令の第 2 章に規定する違反行為を行ったときは、行政上の罰則措置を受ける。

2. 行政上の違反は、発見されたときは、即時停止されなければならない。行政上の罰則措置は、迅速、公正に、徹底的に行われなければならない。行政上の違反による結果の全ては、法律の規定に従って回復されなければならない。
3. 産業財産に関する行政上の罰則措置は、本政令の第 18 条に規定する権限を有する者により、行政上の罰則措置の法律の規定に従って行われなければならない。
4. 一つの違反行為は、一回のみ罰に処せられる。一人が複数の違反行為を犯した場合、それぞれ違反行為ごとに行政上の罰則措置を受ける。複数の人物が同じ違反行為を犯した場合、各自が行政上の罰則措置を受ける。
5. 行政上の罰則措置は、罰則の形態、程度、及び適切な措置が本政令の規定に従って決定できるように、違反の性質、程度、違反者の経歴、及び軽減及び加重の事情に基づかなければならない。
6. 緊急事情もしくは偶発事件の場合、又は違反した個人が心神障害、認識喪失、もしくは行為能力喪失を引き起こす病気にかかっている場合には、行政上の罰則措置は行われえない。
7. 個人又は組織が同時に複数の違反行為を行い、その中に産業財産の違反がある場合、罰則措置機関は、行政上の罰則措置法令の第 42 条の第 3 項の規定に基づき判定する。
8. 違反行為が犯罪の兆候を有すると判断した場合、本政令の第 18 条に規定する権限を有する者は、同級の刑事訴訟実施機関に一件書類を送り、解決しなければならない。

犯罪兆候のある産業財産行為に対し、行政上の罰則措置をとることを禁止する。

### 第3条 罰則措置の形態及び回復措置

1. 処罰方法：それぞれの違反行為について、違反した個人又は組織に対し、警告又は罰金のいずれかの罰則措置を講じなければならない。
2. 警告：意図的でない違反、軽減事情のある初犯、軽微な違反、又は満 14 歳以上 16 歳未満の未成年者による行政上の違反行為に対して適用する。
3. 罰金：違反の性質及び程度に基づき、権限を有する者は、既定の罰金枠内において罰金のレベルを決める。

産業財産の行政上の違反行為について、ある違反行為が軽減又は加重の事情にない場合には、罰金レベルはその行為に対する既定の罰金枠の平均レベルとする。罰金枠の平均レベルは、最低額と最高額の総額を半分にした額である。

軽減事情がある違反は、罰金を引き下げることができるが、既定の罰金枠の下限額よりも引き下げてはならない。

加重事情がある違反は、罰金を引き上げることができるが、既定の罰金枠の上限額よりも引き上げてはならない。

4. 追加の罰則措置の形態：違反の性質及び程度に応じて、違反行為を行った個人又は組織は、下記の通り、一つ又は複数の追加の措置を受ける可能性がある。
  - a) 行政上の違反である物的証拠及び生産手段を没収する。商標もしくは地理的表示の模倣品、又は当該模倣品の生産もしくは事業に主に使用された材料、資材、及び生産手段を没収する。
  - b) 修正又は消去された保護証書又は産業財産権証明資料を没収する。
  - c) 修正、消去、又は偽造された書類又は資料を没収する。
  - d) 産業財産代理業務の開業資格認定証の使用権を、期限付き又は無期限で撤回する。
  - d) 監査官資格認定証を、期限付き又は無期限で撤回する。

- e) 侵害製品又はサービスの経営事業を、期限付きで中止させる。
- 5. 回復措置の適用：  
上記の主要又は追加罰則措置のほか、行政上の違反行為を行った個人又は組織は、下記の一つ又は複数の回復措置をとることを強制される可能性がある。
  - a) 事業の製品、商品、又は生産手段にある侵害要素の除去を強制する。
  - b) 産業財産権者の権利利用可能性に影響を及ぼさないことを条件として、商標又は地理的表示の模倣品、又は当該模倣品の生産もしくは事業に主に使用された材料、資材、もしくは生産手段を消却し、又は非商業的目的での配給もしくは使用を強制する。
  - c) 人の健康、動物、植物、又は環境に損害を及ぼす侵害商品の消却を強制する。
  - d) 産業財産権侵害の通過貨物をベトナム領土から追放し、又は商品にある侵害要素を取り除いた後に、侵害商品、商標もしくは地理的表示の模倣品、又は当該模倣品の生産もしくは事業に主に使用された輸入材料、資材、及び生産手段の再輸出を強制する。
  - d) 産業財産権保護に関する表示の追加を強制する。
  - e) 産業財産権に関する誤認を与えるような表示行為に関し、マスコミを通じた訂正公開を強制する。
  - g) 散逸した物的証拠又は生産手段を没収する。

#### 第4条 軽減及び加重の事情

- 1. 軽減事情は、下記を含む。
  - a) 違反者が違反行為の損害の差止、回復、もしくは制限のための措置を実施し、又は自らの意思で損害を回復又は賠償金を支払った。
  - b) 違反者が、自ら過失を申告し、切に悔恨した。
  - c) 違反者が、他人による違法行為により精神的に刺激された。
  - d) 違反者が強制されて違反行為を行い、又は物的もしくは精神的な隷属状態で違反行為を行った。
  - d) 違反者が妊婦、老人、病人、又は認識能力もしくは行為能力に制限がある身体障害者である。
  - e) 自ら引き起こしたわけではない特別な困難苦境のため、違反行為を行った。
  - g) 産業財産に関する理解不足のため、違反行為を行った。
  - h) 商品の発注又は業務の配分に関する契約関係を通じて、違反行為であると知らずに当該違反を行った。
- 2. 加重事情は、下記を含む。
  - a) 組織的違反。
  - b) 産業財産権の違反行為の累犯又は再犯。
  - c) 未成年者に違反行為を唆して違反行為を行わせる。物的、精神的に自らに依存する者に違反を強制する。
  - d) 職務又は権限を悪用し、違反行為を行う。
  - d) 戦争の境遇、天災の境遇、又は社会のその他の困難を悪用し、違反行為を行う。
  - e) 刑事罰の執行期間中、又は行政上の罰則措置の執行中に違反行為を行う。
  - g) 権限を有する者が違反行為の停止を要求したにもかかわらず、その行為を継続する。

- h) 違反行為を行った後に、行政上の違反を回避し、隠匿行為を行う。

#### **第5条 罰則措置の時効及び罰則措置を受けていないとみなされる期間**

1. 産業財産に関する行政上の罰則措置の時効は、違反行為の実施日から 2 年間である。上記の期限を過ぎた場合、違反行為を行った個人又は組織は、罰則措置を受けないが、本政令の第 3 条の第 5 項に規定する回復措置を適用される。
2. 個人が捜査を受け、刑事訴追され、又は刑事訴訟手続によって裁判を行う決定が下された後、捜査又は裁判を停止する決定があった場合でも、違反行為が行政上の違反を伴う場合には、行政上の罰則措置を受ける。この場合において、行政上の罰則措置の時効は、罰則措置を請求する権限を有する者が違反事案停止決定及び一件書類を受け取った時から 3 ヶ月である。
3. 個人又は組織は、本条の第 1 項又は第 2 項に規定する期間内に、産業財産に関する新規違反行為を行い、又は罰則措置を故意に回避もしくは阻止する場合には、本条の第 1 項又は第 2 項に規定する時効を適用しないものとする。行政上の罰則措置の時効は、新規違反行為の実施日、又は罰則措置の回避もしくは阻止行為の終結時から起算される。
4. 産業財産に関する行政上の罰則措置を受けた個人又は組織は、罰則措置の決定の執行終了日又は罰則措置の決定執行時効の満了日から 1 年間、再犯をしない場合には、産業財産に関する行政上の罰則措置を受けなかったものとみなされる。

## **第 2 章**

### **違反行為、罰則の形態及びレベル**

#### **第6条 産業財産権の確立、実施、及び保護手続に関する規定の違反行為**

1. 保護証書又は産業財産権証明資料の修正又は消去のいずれかを実施した個人又は組織に対し、百万ドンから三百万ドンまでの罰金に処す。
2. 下記の場合において、誤解を招くような情報又は証拠を提供した個人又は組織に対し、五百万ドンから一千万ドンまでの罰金に処す。
  - a) 産業財産権の確立、承認、認証、補正、維持、更新、又は失効もしくは破棄の要請の手続を行う。
  - b) 発明使用権の強制譲渡の決定を、権限を有する国家機関に要請する。
  - c) 産業財産権の確立及び実施に関する審判を請求し、又は告発する。
  - d) 違反行為の処分を、権限を有する機関に要請する。産業財産の鑑定を要求する。
  - d) 違反行為の処分の要請に応じ、行政上の罰則措置の差止措置及び制裁措置をとり、又は他の組織もしくは個人による平常の活動を妨害し、もしくは彼らに損害を及ぼすため、不健全な動機に基づいて輸入された商品に対する国境措置をとる。
3. 本条の第 2 項に規定する書類の偽造行為を行った個人又は組織に対し、一千万ドンから一千五百万ドンまでの罰金に処す。
4. 追加の罰則措置の形態：本条の第 1 項、第 2 項、及び第 3 項に規定する行為に対し、修正、消去、又は偽造された産業財産権の証明資料、保護証書、書類、又は資料を没収する。

#### **第7条 産業財産代理に関する規定の違反行為**

1. 下記の行為のいずれかを実施した産業財産代理の個人又は組織に対し、百万ドンから三百万ドンまでの罰金に処す。

- a) 産業財産権の確立、実施、及び保護の権限を有する国家機関による通知及び要求について、代理の委任者に十分かつ誠実な報告を行わない。正当な理由なく、代理委任者に、保護証書、産業財産権証明資料、証明書及びその他の決定を適時に引き渡さない。
  - b) 産業財産権の確立、実施、及び保護の権限を有する国家機関に、代理の委任者の名前もしくは住所の変更、及びその他の情報を通知しない。
2. 下記の行為のいずれかを実施した産業財産代理の個人又は組織に対し、三百万ドンから五百万ドンまでの罰金に処す。
- a) 産業財産権に関して争いのある各側を同時に代理する。
  - b) 代理委任者の許可なく、保護証書の発行申請書を任意に取り下げ、保護を放棄し、審判請求を取り下げ、又は産業財産権の確立、実施、もしくは保護に関するその他の行為を行う。
  - c) 詐欺又は強迫によって、顧客に産業財産代理契約を締結又は履行させる。
  - d) 産業財産権の確立、実施、及び保護の手続に関する料金及び手数料、並びに産業財産権に関する国家管理機関に登録されたその他のサービス料金及び料率について、顧客又は権限を有する機関の適法な要請にもかかわらず通知せず、又は不誠実な通知を行う。
  - d) 顧客、権限を有する機関、又は産業財産鑑定機関から提供された解決中の事案に関する情報及び資料の秘密保持義務に違反する。
  - e) 産業財産代理業務の開業資格認定証を貸与し、又はその機能に反する目的に産業財産代理業務の開業資格認定証を使用する。
  - g) 産業財産の法律規定又は産業財産事業情報について、誤った助言や情報提供を意図的に行う。
  - h) 産業財産権の確立、実施及び保護に関する通常の進行を阻止し、利益関係者に損害を与える。
3. 法律に規定する産業財産代理業務の事業要件を満たさずに、産業財産代理業務を提供した個人又は組織に対し、六百万ドンから一千万ドンまでの罰金に処す。
4. 下記の行為のいずれかを行った産業財産代理の個人又は組織に対し、一千万ドンから一千五百万ドンまでの罰金に処す。
- a) 産業財産代理業務の事業を行うために、産業財産の国家管理機関又は国家管理機関の役員の名前を装う。
  - b) 産業財産権の登録申請書の受理、審査、又は処理に関する国家管理機関の公表不可能な情報を漏洩する。
  - c) 産業財産代理業務の開業資格認定証を発行された者が、代理の開業中に、深刻な侵害行為を行い、国家及び社会の利益に大いに損害を及ぼす。
5. 追加の罰則措置の形態
- a) 本条の第2項の a、b、d、e、g、h に規定する違反行為に対し、三ヶ月以上六ヶ月以下の間、産業財産代理業務の開業資格認定証の使用権を停止する。
  - b) 本条の第2項の c、d、第4項に規定する違反行為に対し、無期限で、産業財産代理業務の開業資格認定証の使用権を撤回する。

## 第8条 産業財産鑑定活動における違反行為

1. 下記の行為のいずれかを行った産業財産鑑定機能を有する個人又は組織に対し、一千万ドンから二千百万ドンまでの罰金に処す。

- a) 鑑定手順及び手続に従わない。鑑定法律の規定に従い、鑑定依頼者、要請者、及び鑑定を実施する個人又は組織の義務を履行しない。
  - b) 鑑定拒絶の規定に該当する場合に、鑑定を受理し、実施する。
  - c) 虚偽又は根拠のない鑑定結論を意図的に下し、又は不適切な根拠に基づき鑑定の結論を下す。
  - d) 各関係者の許可なしに、鑑定実施中に知り得た秘密情報を漏洩する。
2. 追加の罰則措置：本条の第 1 項に規定する違反行為に対し、六ヶ月以上十二ヶ月以下の間、又は無期限で、監査官資格認定証の使用権を停止する。

### **第9条 産業財産権保護表示に関する規制違反行為**

1. 生産、貿易、取引、広告、及びマーケティングにおける産業財産権の保護に関して誤認を与える下記の行為のいずれかを行った個人又は組織に対し、百万ドンから三百万ドンまでの罰金に処す。
- a) 産業財産権者に関し、誤認を与えるような表示（記号形式による表示を含む）を行う。産業財産権の保護要素を有する製品又はサービスに関し、誤認を与えるような表示を行う。産業財産権対象の使用契約上の製品又は商品に関し、誤認を与えるような表示を行い、又は表示を怠る。発明又は工業意匠の創作者に関し、誤認を与えるような表示を行う。
  - b) 発明、工業意匠、回路配置、商標、又は地理的表示の産業財産権保護の法的権利状態に関し、誤認を与えるような表示を行う。
2. 回復措置
- a) 本条の第 1 項に規定する行為に対し、製品、商品、又は経営手段に存在する侵害要素を取り除くことを強制する。
  - b) 本条の第 1 項に規定する違反行為に対し、マスコミを通じた訂正公開を強制する。
  - c) 本条の第 1 項に規定する違反行為に対し、人の健康、動物、植物、又は環境に損害を与える商品の消却を強制する。

### **第10条 薬品又は農業化学品の経営流通許可証の発行申請書の出願時における試験データの秘密保持義務の違反行為**

薬品又は農業化学品の経営流通許可証の発行申請書を行う過程で、試験データの秘密保持義務の規定の違反行為をした個人又は組織に対し、七百万ドンから一千万ドンまでの罰金に処す。

### **第11条 産業財産の国家管理、監査、及び検査に対する不法な妨害行為**

1. 必要に応じて、産業財産の国家管理機関、又は権限を有する者に、資料、情報、データを提出せず、又は不十分に提出する行為を行った個人又は組織に対し、警告の罰則、又は十万ドンから三十万ドンまでの罰金に処す。
2. 下記の行為のいずれかに対し、百万ドンから二百万ドンまでの罰金に処す。
- a) 監査又は検査の決定又は要請の実施を違法に拒絶する。
  - b) 権限を有する者の要請に応じて、監査に必要な資料又はデータを提供せず、不十分に提供し、又は虚偽のものを提供する。
  - c) 権限を有する者による監査又は検査を阻止し、差し止め、又は回避する。
3. 下記の行為のいずれかに対し、二百万ドンから三百万ドンまでの罰金に処す。
- a) 産業財産に関する監査又は検査を行う権限を有する者を罵倒、妨害、又は侮辱する。

- b) 権限を有する者の行政上の決定を意図的に遅延し、回避し、又は執行しない。産業財産に関する監査団体もしくは検査団体の要求、判断、又は決定を実施しない。
- 4. 下記の行為のいずれかに対し、二百万ドンから四百万ドンまでの罰金に処す。
  - a) 監査、検査、差止め、又は押収の対象である産業財産権侵害の物的証拠に関し、恣意的に商品の数量、種類、もしくは状態を変更し、又は封印を破棄もしくは除去する。
  - b) 監査又は検査中の物的証拠又は道具を散逸又は消却する。
- 5. 回復措置：本条の第4項のbに規定する散逸した物的証拠及び道具の回収を強制する。

## 第12条 発明、工業意匠、又は回路配置の権利侵害行為

- 1. 違反製品又は商品が二千万ドン以下の価値を有する場合、営利目的で下記の違反行為のいずれかを実施し、消費者及び社会に損害を及ぼし、又は権利所有者の要求に応じずに権利侵害の行為を停止しない個人又は組織に対し、警告の罰則、又は違反製品もしくは商品の価値の1倍から2倍までの罰金に処す。
  - a) 発明、工業意匠、又は回路配置に対する権利を侵害する製品を生産（製造、加工、組み立て、調整、包装）する。
  - b) 発明権利の侵害となる方法を使用する。
  - c) 発明権利の侵害製品を実用的に（経営事業において）利用する。
  - d) 発明権利侵害、工業意匠権利侵害、又は回路配置権利侵害の製品を、販売、輸送、広告、提供、又は販売目的で保管する。
  - d) 本条の第1項のdに規定する権利侵害製品、及び権利侵害の回路配置を含有する製品を輸入する。
  - e) 権利侵害の回路配置、権利侵害の回路配置を含有する製品もしくは商品、又はそれらの対象物を含有する製品もしくは商品の模倣品を販売、貸与、販売目的で保管、輸送、広告、又は販売目的で提供する。
- 2. 違反製品又は商品の価値が二千万ドンを超え四千万ドン以下である場合、本条の第1項に規定する違反行為のいずれかを実施した個人又は組織に対し、発見した違反製品又は商品の価値の2倍から3倍までの罰金に処す。
- 3. 違反製品又は商品の価値が四千万ドンを超え六千万ドンまでである場合、本条の第1項に規定する違反行為のいずれかを実施した個人又は組織に対し、発見した違反製品又は商品の価値の3倍から4倍までの罰金に処す。
- 4. 違反製品又は商品の価値が六千万ドンを超える場合、本条の第1項に規定する違反行為のいずれかを実施した個人又は組織に対し、発見した違反製品又は商品の価値の4倍から5倍までの罰金に処す。
- 5. 追加の罰則措置：
  - a) 本条の第1項、第2項、第3項及び第4項に規定する違反行為に対し、行政上の違反を構成する物的証拠又は生産手段を没収する。
  - b) 本条の第1項、第2項、第3項及び第4項に規定する違反行為に対し、三ヶ月以上六ヶ月以下の間、侵害製品又は商品の経営事業を中止する。
- 6. 回復措置：
  - a) 本条の第1項、第2項、第3項及び第4項に規定する違反行為に対し、製品、商品、又は事業手段にある侵害要素の除去を強制する。

- b) 本条の第1項、第2項、第3項及び第4項に規定する違反行為に対し、人の健康、動物、植物、又は環境に損害を与える悪質の商品に対し、非商業的目的の配給もしくは使用を強制し、又は消却を強制する。
- c) 本条の第1項、第2項、第3項及び第4項に規定する違反行為に対し、侵害商品又は生産手段のベトナム領土からの追放を強制し、又は再輸出を強制する。

### 第13条 商標、地理的表示、又は商号の権利侵害行為

1. 違反商品が千五百万ドン以下の価値を有する場合、商標、地理的表示又は商号を侵害する下記の違反行為のいずれかを実施することにより消費者及び社会に損害を及ぼし、又は権利所有者の要求に応じず権利侵害の行為を停止しない個人又は組織に対し、警告の罰則又は違反商品の価値の1倍から2倍までの罰金に処す。
  - a) 商品又はその包装材に、商標、地理的表示、又は商号の権利侵害の標章を付す（印刷、貼付、粘着、鋳造、鋳型の押印、又はその他の方法による）。
  - b) 商標、地理的表示、又は商号の侵害商品を、販売、輸送、販売目的で提供、広告、又は販売目的で保管する。
  - c) 商標、地理的表示、又は商号の侵害要素を有する商品又はサービスを輸入する。
  - d) 製品、商品、又は商品包装材に、商号侵害要素の標章を使用する。
2. 違反商品又はサービスの価値が一千五百万ドンを超え三千万ドン以下である場合、本条の第1項に規定する行為のいずれかを実施した個人又は組織に対し、発見した違反商品又はサービスの価値の2倍から3倍までの罰金に処す。
3. 違反商品又はサービスの価値が三千万ドンを超え四千五百万ドン以下である場合、本条の第1項に規定する行為のいずれかを実施した個人又は組織に対し、発見した違反商品又はサービスの価値の3倍から4倍までの罰金に処す。
4. 違反商品又はサービスの価値が四千五百万ドンを超える場合、本条の第1項に規定する行為のいずれかを実施した個人又は組織に対し、発見した違反商品又はサービスの価値の4倍から5倍までの罰金に処す。
5. 事業手段、サービス手段、取引書類、又は看板に、商標、地理的表示、又は商号の侵害の標章を付す（印刷、貼付、粘着、鋳造、鋳型の押印、又はその他の方法）。
6. 追加の罰則措置：
  - a) 本条の第1項、第2項、第3項、第4項及び第5項に規定する行為に対し、行政上の違反を構成する物的証拠又は生産手段を没収する。
  - b) 本条の第1項、第2項、第3項、第4項及び第5項に規定する行為に対し、一ヶ月以上三ヶ月以下の間、侵害商品又はサービスの経営事業を停止する。
7. 回復措置：
  - a) 本条の第1項、第2項、第3項、第4項及び第5項に規定する違反行為に対し、製品、商品、又は事業手段にある侵害要素の除去を強制する。
  - b) 本条の第1項、第2項、第3項、第4項及び第5項に規定する違反行為に対し、人の健康、動物、植物、又は環境に損害を与える悪質な商品の消却を強制する。
  - c) 本条の第1項、第2項、第3項、第4項及び第5項に規定する違反行為に対し、違反商品又は生産手段のベトナム領土からの追放を強制し、又は再輸出を強制する。

### 第14条 侵害商標又は地理的表示を付した商品の生産、輸送、輸入、又は取引行為

1. 違反商品が二千万ドン以下の価値を有する場合、保護商標もしくは地理的表示と同一、又は誤認するほど類似する侵害商標もしくは地理的表示の保有物の生産、輸送、輸入、

又は取引のいずれかの行為を実施し、又はそれらの行為を他人に委託した個人又は組織に対し、警告の罰則又は違反商品の価値の1倍から2倍までの罰金に処す。

2. 違反商品の価値が二千万ドンを超え四千万ドン以下である場合、本条の第1項に規定する行為のいずれかを実施した個人又は組織に対し、発見した違反商品又はサービスの価値の2倍から3倍までの罰金に処す。
3. 違反商品の価値が四千万ドンを超え六千万ドン以下である場合、本条の第1項に規定する行為のいずれかを実施した個人又は組織に対し、発見した違反商品又はサービスの価値の3倍から4倍までの罰金に処す。
4. 違反商品の価値が六千万ドンを超える場合、本条の第1項に規定する行為のいずれかを実施した個人又は組織に対し、発見した違反商品又はサービスの価値の4倍から5倍までの罰金に処す。
5. 追加の罰則措置：
  - a) 本条の第1項、第2項、第3項及び第4項に規定する違反行為に対し、行政上の違反を構成する物的証拠又は生産手段を没収する。
  - b) 本条の第1項、第2項、第3項及び第4項に規定する違反行為に対し、一ヶ月以上三ヶ月以下の間、侵害商品又はサービスの経営事業を停止する。
6. 回復措置：
  - a) 本条の第1項、第2項、第3項及び第4項に規定する違反行為に対し、製品、商品、又は事業手段にある侵害要素の除去を強制する。
  - b) 本条の第1項、第2項、第3項及び第4項に規定する違反行為に対し、既に使用価値がなく、使用上の安全性を確保できず、又は生産、人の健康、動植物、もしくは環境に損害を与える商品又は物品の消却を強制する。
  - c) 本条の第1項、第2項、第3項及び第4項に規定する違反行為に対し、違反商品又は生産手段のベトナム領土からの追放を強制し、又は再輸出を強制する。

#### **第15条 商標模倣又は地理的表示模倣の商品の生産、輸入、輸送、又は販売目的での保管行為**

1. 商標模倣又は地理的表示模倣の商品が一千万ドン以下の価値を有する場合、下記の行為のいずれかを実施し、又はそれらの行為を他人に委託した個人もしくは組織に対し、違反商品の価値の1倍から2倍までの罰金に処す。
  - a) 商標模倣又は地理的表示模倣の製品、包装材、又は商品について、生産、輸入、印刷、貼付、粘着、鋳造、鋳型押印、又はその他の方法を実施する。
  - b) 商標模倣又は地理的表示模倣の製品又は商品を輸送又は保管する。
  - c) 商標模倣又は地理的表示模倣の製品又は商品を取引、広告、又は販売目的で提供する。
2. 商標模倣又は地理的表示模倣の商品の価値が一千万ドンを超え二千万ドン以下である場合、本条の第1項の規定に従い、発見された行為に対し、違反商品の価値の2倍から3倍までの罰金に処す。
3. 商標模倣又は地理的表示模倣の商品の価値が二千万ドンを超え三千万ドン以下である場合、本条の第1項の規定に従い、発見された行為に対し、違反商品の価値の3倍から4倍までの罰金に処す。
4. 商標模倣又は地理的表示模倣の商品の価値が三千万ドン以上である場合、本条の第1項の規定に従い、発見された行為に対し、違反商品の価値の4倍から5倍までの罰金に処す。
5. 追加の罰則措置：

- a) 本条の第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 4 項に規定する違反行為に対し、行政上の違反を構成する物的証拠又は事業手段を没収する。
- b) 本条の第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 4 項に規定する違反行為に対し、一ヶ月以上三ヶ月以下の間、侵害製品又はサービスの経営事業を停止する。
- 6. 回復措置：
  - a) 本条の第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 4 項に規定する違反行為に対し、産業財産権者の権利行使に影響を及ぼさないことを条件として、商標模倣もしくは地理的表示模倣の商品、商標模倣もしくは地理的表示模倣の商品の生産、事業に主として使用する原材料もしくは資材を消却し、又は非商業的目的のための配給もしくは使用を強制する。
  - b) 本条の第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 4 項に規定する違反行為に対し、人の健康、動物、植物、又は環境に損害を与える侵害商品の消却を強制する。
  - c) 本条の第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 4 項に規定する違反行為に対し、商品にある侵害要素を除去した後に、通過中の産業財産権侵害商品についてベトナム領土からの追放を強制し、商標模倣もしくは地理的表示模倣の商品又はそれらの生産もしくは事業に主として使用する原材料もしくは資材の再輸出を強制する。

#### **第16条 産業財産分野における不正競争行為及び営業秘密侵害行為**

産業財産に関する不正競争行為及び営業秘密の侵害行為を行う個人又は組織は、競争分野における行政上の救済措置の規定に従い、罰則措置を受ける。

### **第 3 章**

#### **侵害行為の取締権限及びその手続**

##### **第 1 部**

#### **侵害行為の取締権限**

#### **第17条 侵害行為の取締機関の権限**

知的財産法の第 200 条の第 3 項に規定する侵害行為取締機関の行政上の救済措置をとる権限は、下記の通り、具体的に規定される。

- 1. 科学技術監査機関は、商品輸出入の違反行為を除き、商品の生産、取引、開発、広告、又は流通の過程で発生した産業財産に関する行政上の違反行為を取り締まる権限を有する。
- 2. 市場管理機関は、市場における商品流通及び商業的経営の過程で発生した産業財産に関する違反行為を取り締まる権限を有する。
- 3. 税関機関は、商品の輸出入の過程で発生した産業財産に関する違反行為を取り締まる権限を有する。
- 4. 公安機関は、産業財産の侵害行為についての情報及び証拠を発見、検証、及び収集し、本条の第 1 項、第 2 項、及び第 3 項に規定する違反取締機関にそれらを通知し、産業財産の侵害行為を取り締まる権限を有する。
- 5. 省レベルの人民委員会及び県レベルの人民委員会は、当該罰則措置のレベル、罰則措置の形態及び適用される罰則措置が本条の第 1 項、第 2 項、及び第 3 項に規定する各機関の権限を超える場合に、当該地方で発生した産業財産の侵害行為を取り締まる権限を有する。

#### **第18条 産業財産に関する行政上の罰則措置の権限**

1. 科学技術省、及び中央直轄省・都市の人民委員会の科学技術局に属する産業財産専門の監査官は、公務執行中に、下記の罰則措置を含め、本政令の第 2 章に規定する違反行為の罰則措置を適用する権限を有する。
  - a) 警告の罰則、又は二十万ドンまでの罰金に処す。
  - b) 二百万ドンまでの価値を有する侵害材料又は生産手段を没収する。
  - c) 本政令の第 3 条の第 5 項の a、c に規定する回復措置をとる。
2. 科学技術局の監査主任は、下記の罰則措置を含め、本政令の第 2 章に規定する違反行為の罰則措置を適用する権限を有する。
  - a) 警告の罰則、又は二千万ドンまでの罰金に処す。
  - b) 本政令の第 3 条の第 4 項の a、c、e に規定する追加の罰則措置をとる。
  - c) 本政令の第 3 条の第 5 項の a、b、c、d、e、g に規定する回復措置をとる。
3. 科学技術省の監査主任は、下記の罰則措置を含め、本政令の第 2 章に規定する違反行為の罰則措置を適用する権限を有する。
  - a) 警告の罰則、又は本政令の罰則枠の最大限までの罰金に処す。
  - b) 本政令の第 3 条の第 4 項に規定する追加の罰則措置をとる。
  - c) 本政令の第 3 条の第 5 項に規定する回復措置をとる。
4. 県レベルの人民委員会の会長は、下記の罰則措置を含め、本政令の第 2 章に規定する違反行為の罰則措置を適用する権限を有する。
  - a) 警告の罰則、又は二千万ドンまでの罰金に処す。
  - b) 本政令の第 3 条の第 4 項の a、c に規定する追加の罰則措置をとる。
  - c) 本政令の第 3 条の第 5 項の a、b、c、d、e、g に規定する回復措置をとる。
5. 省レベルの人民委員会の会長は、下記の罰則措置を含め、本政令の第 2 章に規定する違反行為に対し、行政上の罰則措置法令の第 30 条に規定する罰則措置を適用する権限を有する。
  - a) 警告の罰則、又は本政令の罰則枠の最大限までの罰金に処す。
  - b) 本政令の第 3 条の第 4 項の a、c、e に規定する追加の罰則措置をとる。
  - c) 本政令の第 3 条の第 5 項に規定する回復措置をとる。
6. 税関局、税関支局に属する検査班の班長及び省レベルの税関局の局長は、行政上の罰則措置法令の第 34 条の第 2 項及び第 3 項に規定する権限の範囲内で、商品輸出入活動の産業財産侵害行為を取り締まる権限を有する。
7. 市場管理班の班長、市場管理支局の支局長、及び市場管理局の局長は、行政上の罰則措置法令の第 37 条の第 2 項、第 3 項及び第 4 項に規定する権限の範囲内で、市場における商品流通及び商業的経営活動の産業財産侵害行為を取り締まる権限を有する。
8. 職務、経済管理秩序の犯罪調査を行う省の公安局に属する警察部の部長、又は職務、経済管理秩序の犯罪調査を行う警察局の局長は、行政上の罰則措置法令の第 31 条の第 5 項及び第 7 項に規定する産業財産の侵害行為の罰則措置をとる権限を有する。

#### 第19条 罰則措置権限の決定原則

1. 省レベルの人民委員会の会長又は県レベルの人民委員会の会長は、当該地方の産業財産の行政上の罰則措置をとる権限を有する。

2. 科学技術省又は科学技術局の各機関の科学技術専門の監査主任及び監査官は、科学技術省及び科学技術局の国家管理に属する産業財産の行政上の罰則措置をとる権限を有する。違反行為が科学技術局の監査主任の権限を超えた場合、省レベルの人民委員会の委員長が当該権限に応じた行政上の罰則措置がとれるよう、一件書類を送付する。

## 第2部

### 罰則措置の手續

#### 第20条 罰則措置要請書の受理及びその検討

##### 1. 罰則措置要請書の受理：

罰則措置の要請書を受け取ったときは、罰則措置機関は、下記の措置を実施する責任を負う。

- a) 本政令の第 19 条に規定する罰則措置権限を決定する。罰則措置要請書が他の機関の受理権限に属する場合、その権限を有する機関への要請書の提出を要請者に指導する。
- b) 要請書に添付する書類リスト及び証拠を検査する。

##### 2. 罰則措置要請書の検討：

- a) 完全な一件書類を受け取った時から 10 業務日以内に、罰則措置機関は、一件書類の資料及び証拠の有効性を検討する責任を負う。罰則措置機関は、権利者の資格証明、侵害行為の立証、又は必要な場合には鑑定依頼のために、自ら証拠を検査及び検証し、又はこれを公安機関に要請することができる。

一件書類が要件に合致する場合、罰則措置機関は、侵害行為を取り締まるために、規定に従った手續を行う。

- b) 要請者が提供した資料、証拠が権利者の資格証明及び違反証明のために十分でない場合には、罰則措置機関は、通知を発出し、その時から遅くとも 30 日以内に、資料、証拠、及び鑑定結果の文書の追加提出、又は違反行為の解釈を要請者に要請する。

##### 3. 罰則措置を要請する要請者は、下記の規定に従い、差止措置及び制裁措置を適用することを本政令の第 18 条に規定する権限を有する機関に要請することができる。

- a) 差止措置及び制裁措置の適用要請は、罰則措置要請の提出と同時に、又は提出後に、本条の第 2 項の b に規定する証拠を添付し、提出することができる。
- b) 差止措置及び制裁措置の適用要請には、要請者は、当該差止措置及び制裁措置の不適切な適用により関連組織又は個人に及ぼされる損害を賠償する責任を負う旨の確約を記載しなければならない。
- c) 差止措置及び制裁措置の適用権限を有する機関は、知的財産法の第 215 条の第 1 項に規定する差止措置の適用が可能な場合のいずれかに該当することを証明する証拠を検討及び検証し、知的財産法の第 215 条の第 2 項に従い、当該措置の適用を決定する責任を負う。

差止措置及び制裁措置の適用権限を有する機関は、差止措置の適用が可能な場合のいずれかに属することを証明するために必要な証拠が不十分であるにもかかわらず当該措置を適用した場合、又は不適切な措置もしくは罰則措置要請者の要請以外の措置を適用した場合は、法律の規定に従い、関連する組織又は個人に及ぼされた損害を賠償しなければならない。

#### 第21条 罰則措置要請の拒絶

下記の場合において、罰則措置機関は罰則措置要請の拒絶通知を発出する権限を有する。

1. 本政令の第 20 条の第 2 項の b に規定する期間が満了したにもかかわらず、罰則措置の要請者が、罰則措置機関からの権利者資格証明及び違反証明の証拠についての追加又は説明の要求に対応しない。
2. 行政上の罰則措置法令の第 10 条の第 1 項に規定する産業財産権侵害行為の行政上の罰則措置の時効が満了する。
3. 罰則措置機関又は公安機関の検証結果が、罰則措置要請書に記述された違反がないことを証明している。
4. 罰則措置の証拠不足に関して、権限を有する機関の公文書がある。
5. 罰則措置の要請者が、罰則措置要請書の取り下げ通知書を有し、又は別途の措置で解決することに合意した通知文書を有する。

侵害行為が商標模倣又は地理的表示模倣の商品の生産又は事業に関連し、消費者又は社会に損害を与える場合、罰則措置機関は、上記の通知文書を受け取ったときでも、違反を取り締まるために、行政上の措置をとる権限を有する。

#### **第22条 争いのある又は権限機関以外に提出された要請書の処理**

1. 罰則措置要請書に、産業財産権の権利者、保護可能性、又は保護範囲に関する争いがある場合、要請書を受け取った機関は、権限を有する機関に対して紛争解決を求めることについて、要請者及び関連する権利利益を有する者を指導する。
2. 事案がその他の機関の権限に属する場合、罰則措置要請書を受け取った機関は、権限を有する機関に一件書類を送付する。
3. 侵害行為が犯罪の兆候を有する場合、罰則措置要請書を受け取った機関は、捜査及び刑事起訴のために、権限を有する機関に一件書類を送付する。

#### **第23条 罰則措置に関する協力**

1. 罰則措置協力の要請：
  - a) 罰則措置要請書を受け取った機関は、次のいずれかの場合に、罰則措置に関する協力を求めるため、権限を有する機関に罰則措置協力要請を送付する責任を負う。産業財産に関連する違反行為が、異なる複数の機関の処理権限に属する場合、又は同じ行為が多く地域もしくは地方で行われる場合。
  - b) 罰則措置協力の要請は、次の主要な内容を有しなければならない。事案の概要情報；要請受理機関の所管地方又は分野で発生した違反の行為及び規模の概要；罰則措置要請書の謄本、並びに添付の物件写真及び資料の謄本；罰則措置要請書の検討結果の概要；罰則措置協力の内容提言、及び要請受理機関による回答のための 15 日間の期限の設定。
  - c) 罰則措置協力要請受理機関は、設定期間内で回答し、要請された罰則措置を実施しない理由（もしあれば）を明確化する責任を負う。
2. 他の機関の罰則措置要請書の検討、及び処理結果の使用
  - a) 罰則措置機関は、同様もしくは類似の侵害行為、又は同一権利者の同一産業財産対象に関連する侵害行為の救済措置及び罰則のレベルの統一を目的として、その他の権限を有する機関（もしあれば）が実施した侵害行為又は侵害商品に関する決定の結果を使用することができる。
  - b) 権限を有する機関の間で、罰則措置の形態、措置、及び程度に関して異なる意見及び決定が出た場合には、罰則措置機関は、上級の機関の指導意見を求めるために報告する。

#### **第24条 商標模倣又は地理的表示模倣の商品の生産又は取引行為に対する簡略化手続**

1. 商標模倣又は地理的表示模倣の商品の生産又は事業を発見し、その証拠を十分に整えた場合には、罰則措置機関は、本政令の第 20 条に規定する手順及び手続に従うことなく、侵害行為の停止及びその記録の作成を決定する権限を有する。

ある違反行為について、知的財産法の第 215 条の第 1 項に規定する差止措置及び制裁措置が適用されることを証明する証拠が十分に整った場合には、罰則措置機関は、知的財産法の第 215 条の第 2 項に規定する適切な措置を適用する権限を有する。

罰則措置機関は、必要なときは、要請に応じて、知的財産法の第 215 条及び本政令の第 25 条に規定する差止措置及び制裁措置を適用する権限を有する。

2. 商標模倣又は地理的表示模倣の商品の証拠が明確でない場合には、模倣品を発見した機関は、当該証拠の検査及びその検証を行い、侵害行為の検証及び証拠収集を公安機関に要請し、又は産業財産鑑定を依頼する。
3. 罰則措置に関する協力及び罰則措置の決定は、本政令の第 23 条の規定に従う。

### 第25条 差止措置及び制裁措置の適用

1. 知的財産法の第 215 条の第 2 項に規定する差止措置及び制裁措置の適用権限は、本政令の第 18 条に規定する罰則措置権限のある機関に属する。
2. 本条の第 1 項に規定する差止措置及び制裁措置の適用権限を有する機関において権限を有する者は、行政上の罰則措置法令の第 45 条の第 1 項、第 46 条の第 1 項、第 47 条の第 2 項、第 48 条の第 2 項、第 49 条の第 2 項、及び第 50 条の第 2 項に規定する当該差止措置及び制裁措置を適用する権限を有する。
3. 差止措置及び制裁措置の適用手順及び手続は、行政上の罰則措置法令の第 5 章の規定を遵守する。

### 第26条 行政上の罰則措置の手続

1. 侵害行為を発見したときは、罰則措置の権限を有する者は、侵害行為の即時停止を発令し、産業財産分野の行政上の罰則措置の規定及び産業財産に関する法律の関連規定を侵害組織又は個人に説明し、法律の規定の遵守をその組織又は個人に要請する。
2. 警告の罰則に処す侵害行為の場合には、罰則措置の権限を有する者は、侵害行為の記録を作成せずに、侵害発生場所で罰則措置を即時に決定し、その警告は文書で下される。  
罰金に処す侵害行為の場合には、簡略化手続の適用の場合を除き、罰則措置の権限を有する者は、行政上の罰則措置法令の第 55 条の規定に従い、行政上の違反記録を作成する。記録作成者は、組織又は個人が行った侵害行為について、当該組織又は個人が弁明の機会を得るための条件を設定する。
3. 罰則措置の決定及びその内容は、行政上の罰則措置法令の第 56 条の規定を遵守する。  
罰則措置決定は、署名時から 3 日間以内に、罰則措置を受ける個人又は組織に送付される。罰則措置決定が、関連する保護証書又は証明書の有効性の確立、補正、終了、又は失効の手続の完了を要する追加の罰則措置を伴う場合には、監視及び実施の協力のために、科学技術省及び国家知的財産庁に送付される。
4. 産業財産権の権利者、保護可能性、もしくは保護範囲に関する紛争又は審判請求を伴う侵害行為が発見された場合には、事案受理機関は、権限のある機関で紛争を解決することを各当事者に要請する。  
罰則措置の権限を有する者は、当該紛争又は審判請求の解決権限のある機関からの最終判決を受け取った時から 10 日以内に、侵害行為に関する判断を行う責任を負う。

### 第27条 行政上の違反を構成する物的証拠及び生産手段の没収

1. 商標模倣又は地理的表示模倣の商品、それらの商品の生産又は事業に主に使用する原材料、資材、及び生産手段の没収措置は、下記の場合に適用される。
  - a) 証拠の消却、散逸、もしくは改変を防ぎ、又は将来の侵害行為の発生可能性を差し止める必要がある。
  - b) 侵害行為を行う組織又は個人が、商品にある侵害要素を除去する能力も条件も有せず、商品の侵害要素除去に関する罰則措置の権限を有する者の要請を意図的に実施せず、又は事業の商品もしくは生産手段に関する表示の修正もしくは追加をしない。
  - c) 市場の商品又は輸出入商品が侵害要素を含み、当該商品の原産地、所有者、生産者、又は発売者は特定されないが、それが産業財産権主体により生産又は市場で発売されたものではないと判断するための十分な証拠がある。
2. 産業財産分野における行政上の違反を構成する物的証拠及び生産手段の没収手続は、行政上の罰則措置法令の第 60 条の規定に従う。

#### **第28条 没収された違反を構成する物的証拠及び生産手段の処理**

1. 商標模倣又は地理的表示模倣の商品について、権限を有する機関は、下記の措置のいずれかを適用する。
  - a) 本政令の第 29 条に規定する非商業的目的のための配給又は使用に当てるために没収する。
  - b) 本政令の第 30 条に規定する消却のために没収する。
  - c) 商標模倣又は地理的表示模倣の商品について、侵害要素を除去し、ベトナム領土からの追放を強制する。商標模倣又は地理的表示模倣の商品の再輸出を強制する。

侵害要素除去措置を適用できない場合には、本条の第 1 項の a、b の規定が適用される。
2. 侵害商品の生産もしくは事業、又は侵害サービスの提供を唯一の機能とし、又はそれらの目的のみに使用される原材料、資材、及び生産手段は、侵害商品の生産又は事業に主に使用される原材料、資材、及び生産手段とみなす。

#### **第29条 非商業的目的の配給及び使用の強制**

1. 下記の要件に該当する侵害商品について、非商業的目的での配給又は使用に当てることを強制する。
  - a) 使用価値のある商品。
  - b) 侵害要素が除去された商品。
  - c) 配給及び使用が非商業的目的であり、人道、慈善、又は社会福祉のための目的が優先される。
  - d) 使用のために商品を受領する者が、産業財産権者の潜在的な顧客でない。
2. 本条の第 1 項の規定は、侵害商品の生産又は事業に主に使用される原材料、資材、及び生産手段にも適用される。

#### **第30条 消却の強制**

侵害商品、並びに侵害商品の生産又は事業に主に使用される原材料、資材、及び生産手段の消却強制措置は、本政令の第 29 条に規定する非商業的目的の配給又は使用の強制の措置を適用する条件が存在しない場合に適用される。

#### **第31条 罰則措置の執行**

1. 個人又は組織が、罰則措置決定を受領後 10 日以内に自主的に当該決定を執行しない場合は、罰則措置の権限を有する者は、罰則措置決定の強制執行決定を下す。

2. 罰則措置決定の執行、罰則措置決定の強制執行、及び行政上の罰則措置決定の執行時効は、行政上の罰則措置法令の第 64 条、第 65 条、第 66 条、第 67 条、第 68 条及び第 69 条の規定に従う。

## 第 4 章

### 不服申立て、告発、違反取締り

#### 第32条 行政上の罰則措置決定に対する不服申立て

個人もしくは組織、又は彼らの適法な代表者は、本政令の第 18 条に規定する権限を有する者の産業財産の行政上の罰則措置決定に対し、不服を申し立てる権利を有する。不服申立て及びその解決手続は、行政上の罰則措置法令の第 118 条及び第 119 条の規定に従って実施される。行政上の罰則措置決定に対する不服申立ては、産業財産の行政上の罰則措置決定の執行に影響を及ぼさないものとする。

#### 第33条 行政上の罰則措置の権限を有する者の処理

産業財産分野における行政上の罰則措置の権限を有する者が、行政上の罰則措置の規定に違反した場合は、行政上の罰則措置法令の第 121 条の規定に従って処理される。

#### 第34条 産業財産分野において罰則措置を受けた者の違反取締り

産業財産に関する行政上の罰則措置を受けた者が、罰則措置決定の執行中に、当該違反行為を行い、又はその他の違反行為を行った場合には、行政上の罰則措置法令の第 122 条の規定に従って処理される。

## 第 5 章

### 施行条項

#### 第35条 経過条項

1. 本政令に規定する発明の産業財産権侵害行為の罰則措置の規定は、1995 年に採択された民法、及び 1996 年 10 月 24 日付産業財産の細則の政令第 63/CP 号、その追加及び改正の 2001 年 2 月 1 日付政令第 06/2001/ND-CP 号の規定に保護される実用新案の侵害行為にも適用される。
2. 本政令に規定する地理的表示の産業財産権侵害行為の罰則措置の規定は、1995 年に採択された民法、及び 1996 年 10 月 24 日付産業財産の細則の政令第 63/CP 号、その追加及び改正の 2001 年 2 月 1 日付政令第 06/2001/ND-CP 号の規定に保護される商品原産地名称の侵害行為にも適用される。

#### 第36条 施行効力

1. 本政令は、官報掲載時から 15 日間後に発効する。
2. 本政令は、産業財産の行政上の罰則措置に関する 1999 年 3 月 6 日付政令第 12/1999/ND-CP 号を代替する。
  - a) 本政令の公布前に、行政上の違反記録を作成された違反行為に対しては、政令第 12/1999/ND-CP 号の規定に従い、罰則措置をとる。
  - b) 本政令の公布後発効前に行政上の違反記録を作成された違反行為に対しては、本政令に規定する罰金の金額が政令第 12/1999/ND-CP 号に規定する金額より高い場合には、政令第 12/1999/ND-CP 号の規定に従い、罰則措置をとる。

3. 本政令は、模倣商品の生産、取引の防止取り組みに関する首相の 1999 年 10 月 27 日付指示第 31/1999/CT-TTg 号の施行ガイドライン、商業省、財政省、公安省、及び科学技術環境省の 2000 年 4 月 27 日付共同通達第 10/2000/TTLT-BTM-BTC-BKHCMNT 号の第 3 部の第 2.4 項、第 4.1 項に規定する商品商標、工業意匠、又は商品の原産地名称に関する模倣商品の規定を代替する。

### 第37条 施行責任

1. 科学技術省大臣、商業省大臣、公安省大臣、及び財政省大臣は、自らの管理機能の範囲内で、本政令の施行の細則作成、指導、実施、及び検査を行う。
2. 各大臣、省庁相当機関の最高責任者、政府直轄機関の最高責任者、及び中央直轄省・都市の人民委員会の会長は、本政令の施行の責任を負う。

宛先

- 共産党中央秘書委員会常務
- 首相、各副首相
- 各省、省に相当する機関、政府管轄機関
- 省および中央直轄市の人民委員会および人民評議会
- 共産党中央事務所、共産党の各部局
- 大統領事務所
- 民族評議会および国会の各委員会
- 国会事務所
- 最高人民裁判所
- 最高人民検察院
- 各組織および団体の中央機関
- 政府事務所：担当大臣、各副担当者、政府のウェブサイト、実行委員会 112 号、政府首相の代表発言者、各局、各直属機関、公報
- 事務所用のファイル

政府代表  
首相

Nguyen Tan Dung